

## 審査基準

### ○ 免許証の再交付（第94条第2項）

令和元年12月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第94条第2項
処分の概要	免許証の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会(仮免許証の再交付については警察本部長)
法令の定め	道路交通法施行規則第21条(免許証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	岡山県公安委員会が交付した運転免許証に対して、当該再交付の申請が行われた場合にあつては、1～20日 (運転免許センター 1日、警察署 20日)
申請先	運転免許センター又は県内全警察署の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係
決裁区分等	交通部運転免許課長